

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月9日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	たつの市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.tatsuno.lg.jp/jouhousuishin/mynumber.html">https://www.city.tatsuno.lg.jp/jouhousuishin/mynumber.html</a>

執行機関名 たつの市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	住宅に困窮する者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸することに関する事務であつて第5号令第18条で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		たつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第2の項 住宅に困窮する者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸することに関する事務であつて第5号令第18条で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第九十三号)第1条	たつの市営住宅条例(平成17年条例第132号)第2条第1項第4号、第6条第1項第2号及び第3号、第58条の2

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(4) 単独住宅 市営住宅のうち、次のいずれかに該当するものをいう。  ア 市が国の補助を受けることなく単独で建設、譲受け又は借上げを行い、賃貸するために整備した住宅  イ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に基づき市が建設及び管理をする賃貸住宅のうち、用途の廃止を行い、市がその住民に賃貸するため整備した住宅</p> <p>第6条 一般市営住宅に入居できる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第6号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(2) <u>現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</u>  (3) <u>その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。</u>  ア～エ (略)</p> <p>第58条の2 単独住宅への入居資格は、第6条第1項及び第2項の規定によるもののほか、定住促進、地域振興その他市民福祉の向上に寄与すると市長が認めたものであることとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>たつの市営住宅条例(平成17年条例第132号)  たつの市営住宅条例施行規則(平成17年規則第113号)</p>